

一、本會の目的は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

二、本會の組織は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

三、本會の業務は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

四、本會の福利は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

五、本會の振興は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

六、本會の増進は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

七、本會の協同は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

八、本會の組合は、大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

九、本會の大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

十、本會の大阪府内各郡市町村の協同組合を組織し、その業務の振興と福利の増進に努むることである。

財団法人協同會大阪支所

財団法人協同會大阪支所

枚方 田中常次郎 山田 寺島宗一郎
 津田 長村 七郎 茄子作 端野喜一郎
 住道 植田 政吉 布施 吉岡 義一

B書記局設置ノ件
 次ノ通リ決定
 書記長 阿部 又一
 書記 前井 庄次

O事務所並ニ出張所設置ノ件
 次ノ通リ設置スルコトニ決定
 府聯合會本部
 北河内郡守口町大字土居 初田季太郎方
 出張所
 三島出張所 三島郡山田村吉岡八十一方
 中河内出張所 中河内郡布施町吉岡義一方